項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第三十九項中「第七十条の六第二十二項」を「第七十条の六第二十三項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十八項中「第二十九項」を「第三十一項」に、「第三十六項」を「第四十三項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十七項中「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十二項」に、「について法第七十条の四第十七項」を「について法第七十条の四第十八項」に、「こと」を「こと。」に改め、同項第四号中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十六項中「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十二項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十五項中「第四十条の六第二十一項」に、「第七十条の六第二十八項」を「第七十条の六第二十一項」に、「第七十条の四第十六項」を「第七十条の四第十七項」に、「第四十条の七第三十二項」を「第四十条の七第三十三項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十四項中「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十二項中「第二十九項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十一項中「第七十条の六第二十項の税務署長」を「第七十条の六第二十一項の税務署長」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改め、同項第四号及び第五号中「第七十条の六第二十項」を「第七十条の六第二十一項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十一項中「第四十条の六第二十九項」を「第四十条の六第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同項の次に次の五項を加える。

34　法第七十条の六第二十項の税務署長の承認を受けようとする農業相続人は、同項に規定する譲渡等に係る特例農地等について同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した申請書を、当該譲渡等があつた日から一月以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び住所

二　法第七十条の六第二十項に規定する譲渡等に係る特例農地等の明細、当該特例農地等の被相続人からの相続又は遺贈による取得の時における農業投資価格控除後の価額及びその計算の明細並びに当該譲渡等の対価の額

三　法第七十条の六第二十項に規定する譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして同項の農業相続人の農業の用に供する見込みである同項に規定する代替特例農地等の明細及び当該譲渡等の時における価額並びに当該代替特例農地等を当該農業相続人の農業の用に供する予定年月日

四　その他参考となるべき事項

35　第三十一項の規定による申請書の提出があつた場合について準用する。

36　法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける特例農地等が法第七十条の五第一項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、当該取得したものとみなされる基因となつた法第七十条の四第一項に規定する贈与者の死亡の日前一年以内に行われた当該特例農地等に係る同条第十六項に規定する譲渡等につき同項に規定する税務署長の承認を受けているときは、当該特例農地等の当該譲渡等に係る法第七十条の六の規定の適用については、当該譲渡等は同条第七項に規定する譲渡等とみなし、当該承認は同条第二十項の規定による税務署長の承認とみなす。

37　第四十条の六第三十四項の規定は、法第七十条の六第二十項第二号の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第四十条の六第三十四項中「同号」とあるのは「法第七十条の六第二十項第二号」と、「農地等のうち」とあるのは「同条第一項に規定する特例農地等のうち」と、「代替農地等価額（同項）」とあるのは「代替特例農地等価額（同条第二十項）」と、「代替農地等で」とあるのは「代替特例農地等で」と、「農地等の贈与者からの贈与」とあるのは「当該特例農地等の被相続人からの相続又は遺贈による取得」と読み替えるものとする。

38　第四十条の六第三十五項の規定は、法第七十条の六第七項に規定する譲渡等に係る特例農地等につき同条第十九項において準用する法第七十条の六第二十項の承認を併せて受けている場合における同条第十九項において準用する法第七十条の四第十五項第二号及び法第七十条の六第二十項第二号の規定により譲渡等をされたものとみなされる部分について準用する。この場合において、第四十条の六第三十五項中「第三十一項及び前項」とあるのは「第四十条の七第三十三項において準用する第三十一項及び同条第三十七項において準用する前項」と、「農地等の贈与者からの贈与」とあるのは「法第七十条の六第一項に規定する特例農地等の被相続人からの相続又は遺贈による取得」と、同項第一号中「第七十条の四第十五項第三号」とあるのは「第七十条の六第十九項において準用する法第七十条の四第十五項第三号」と、同項第二号中「代替農地等価額」とあるのは「第四十条の七第三十七項において準用する前項に規定する代替特例農地等価額」と読み替えるものとする。

第四十条の七第三十項中「取得したと」を「取得したものと」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項を同条第三十一項とし、同条第二十八項第三号中「又は採草放牧地」を「若しくは採草放牧地又は同項に規定する収用交換等による譲渡があつた日から一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある法第七十条の四第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する土地」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十九項から第二十七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十八項中「第二十一項の」を「第二十二項の」に改め、同項第二号中「第四十条の六第十三項各号」を「第四十条の六第十五項各号」に、「同条第十四項」を「同条第十六項」に改め、同項第五号中「第三十六項」を「第四十三項」に、「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十二項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「又は同条第二十項」を「、同条第二十項第三号の規定により同条第一項の規定の適用を受ける特例農地等とみなされたもの又は同条第二十一項」に、「第七十条の四第十六項第三号」を「第七十条の四第十七項第三号」に、「又は第二十項の」を「から第二十一項までの規定による」に、「第二十八項第二号、第三十二項第二号、第六十項、第六十一項第二号及び第六十三項」を「以下この条」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第四十条の六第十一項」を「第四十条の六第十三項」に改め、同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を削り、同条第十三項中「以下」を「次項を除き、以下」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける農業相続人が次の各号に掲げる規定の適用を受ける者である場合において、当該各号に定める税額と調整前農地等猶予税額（同項に規定する納税猶予分の相続税額で前項の規定により計算されたものをいう。）との合計額が猶予可能税額（同条第二項第二号に定める金額（当該農業相続人が相続税法第十八条から第二十条の二まで、第二十一条の十五又は第二十一条の十六の規定の適用を受ける者である場合には、当該金額を同法第十七条の規定により計算した金額であるものとしてこれらの規定を適用して計算した金額）をいう。）を超えるときにおける特例農地等に係る法第七十条の六第一項に規定する納税猶予分の相続税額は、当該猶予可能税額に当該調整前農地等猶予税額が当該合計額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

一　法第七十条の六の四第一項　調整前山林猶予税額（同条第二項第五号に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の八の二第十三項から第十九項まで（第四十条の八の三第八項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものをいう。）

二　法第七十条の七の二第一項又は第七十条の七の四第一項　調整前株式等猶予税額（法第七十条の七の二第二項第五号又は第七十条の七の四第二項第四号に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の八の二第十三項から第十九項まで（第四十条の八の三第八項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものをいう。）

三　法第七十条の七の八第一項　調整前持分猶予税額（同条第二項に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の八の七第四項から第九項までの規定により計算されたものをいう。）

第四十条の七第十二項を同条第十四項とし、同条第九項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第四十条の六第九項第一号」を「第四十条の六第十一項第一号」に、「第四条第二項に規定する農地保有合理化事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）」を「第七条第一号に規定する農地売買等事業」に、「同条第三項」を「同法第四条第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項六第九項第二号」を「第四十条の六第十一項第二号」に改め、同項の次に次の一項を加える。